

豊浦町強靱化に関する脆弱性評価

豊浦町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、今後とも国の支援制度等を活用し促進を図る必要がある。特に大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 豊浦町耐震改修促進計画に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細やかな対策を実施する必要がある。さらに、新たに耐震診断が義務付けられた建築物に対し、耐震診断や改修等に係る支援の充実を図り、耐震化を進める必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する長寿命化計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する必要がある。
- 公共建築物の老朽化対策については、「豊浦町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理を適切に行う必要がある。

(避難場所等の指定・整備)

- 避難時期や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の周知を促進する必要がある。
- 集会所は、主に自治会活動の拠点施設として利用されているが、災害時には避難場所となることから、耐震化及び適正な維持管理の一層の促進を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 緊急支援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路については、国や北海道、近隣市町と連携を図り整備を推進する必要がある。また、災害時において、避難や援助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化等を推進する必要がある。

(啓発活動等の取組推進)

- 災害の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した災害予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。さらに、未組織の自主防災組織の結成を促す必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 公共施設等の耐震化率 82% (R1)
- ・ 指定緊急避難場所 27箇所 (R1)
- ・ 指定避難所における整備済箇所 27箇所 (R1)
- ・ 防災ガイドブック作成 (H25)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備)

- ハザードマップの作成・配布などの対応等、引き続き警戒避難体制の整備を進めるとともに、老朽化した機器の更新など観測体制の強化を図る必要がある。
- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定に必要な基礎調査の推進を図るとともに、関係機関との連携を促進する必要がある。

(砂防施設等の整備)

- 国及び北海道において、土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が多数残されていることから、引き続き国や北海道に対し、施設整備・老朽化対策の促進を要請する必要がある。
- 火山砂防減甚災害対策特別緊急事業により有珠山防災事業が進められたが、今後とも関係機関の連携のもと、砂防対策の計画的な推進が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 砂防対策計画の検討（R 1）
- ・ 土砂災害警戒区域等指定済箇所 50箇所（R 1）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 平成24年度に北海道から公表された津波浸水予想図をもとにハザードマップを作成したところであるが、今後、新たに、法に基づく津波浸水想定が設定された場合、ハザードマップの見直しをはじめ、避難体制の再整備が求められている。
- 津波ハザードマップ及び津波避難計画については、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の変更等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂が必要である。

（海岸保全施設等の整備）

- 津波や台風等の異常気象を対象とした浸水被害想定や老朽化・耐震調査などを踏まえ、関係機関との連携のもとで、施設の長寿命化の取組を進め、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 津波避難訓練の実施 年2回（H29～）
- ・ 津波避難訓練住民参加者数 140人（R 1）

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 豊浦町には、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川がないため、ハザードマップを作成していないが、増加傾向にある豪雨対策への取組が必要である。

(河川改修等の治水対策)

- 国、北海道、豊浦町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削等の治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 各河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水・豪雨対策の検討 0地区（R1）
- ・危険ポイントの重点パトロール箇所数 3箇所（R1）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 通行規制等のリアルタイム情報を住民等に円滑に伝達するための体制強化、特に、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する必要がある。

(除雪体制の確保)

- 適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など支援体制を強化する必要がある。
- 今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の総合的な対策を進めていく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・除雪機械の計画的な整備・更新
- ・車道用除雪機械 6台
- ・歩道用除雪機械 1台

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時の通行止めや公共交通機関の運行停止による多数の帰宅困難者の対策及び地域における移動困難者対策を検討し、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。
- 多様な媒体を通じ、気象情報、道路通行止めや交通機関の運用状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化する必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具等の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 避難所用暖房器具 13台 (R1)

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 住民等への災害情報の伝達に必要な行政情報無線や緊急速報メールなどの適切な運用管理を図るとともに、多様な方法による災害情報の伝達手段の確保、体制の強化を

図る必要がある。

- 国の避難勧告等に関するガイドラインを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定しているが、必要に応じて避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、安全を確保し、適切に保護するために、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成及び更新を行うとともに、具体的な避難方法等をまとめた計画策定を検討する必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、あらゆる災害に対応できる人材育成を図る必要がある。
- 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災行政無線定期点検 年1回（R1）
- ・ 情報伝達手段の多様化 6手段（防災行政無線、緊急速報メール、広報車、CFM、TVデータ放送、SNS）（R1）
- ・ 避難行動要支援者名簿登録の検討会 1回（R1）
- ・ 減災教育で外部講師を活用している町内小中学校 1校（R1）
- ・ 自治防災組織設立自治会 5自治会（R1）
- ・ 豊浦町避難勧告等判断・伝達マニュアル策定（H29）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ、医療、救助・支援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、協定等に基づく防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備の在り方について、関係機関と連携のもと、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、国では3日分の備蓄を奨励していることから、自発的な備蓄を促進するため、啓発活動に取り組む必要がある。
- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る対応を図るため、財政負担の軽減にも考慮しながら、豊浦町防災備蓄計画に基づいた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 6市町村防災協定（室蘭市、登別市、伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町）（R1）
- ・ 災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市町村の相互応援に関する協定（H28～）
- ・ 食料備蓄数 6,300食（R1）
- ・ 食料調達に係る防災協定 5件（R1）
- ・ 自治防災組織設立自治会 5自治会（R1）
- ・ 豊浦町避難勧告等判断・伝達マニュアル策定（H29）

2-2 消防、警察、自衛隊等の災害等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練による救助、救急体制の強化)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関連機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害時に備え、今後も陸上自衛隊第7師団第71戦車連隊と連携を図るとともに、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保に向け、連携を強化する必要がある。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防機関等における災害等資機材の整備・更新・配備をさらに推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災図上訓練の実施回数 年1回（R1）
- ・ 災害時の連携に係る協定（陸上自衛隊第7師団第71戦車連隊）（H24～）

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(災害時の医療支援体制の強化)

- 災害時の医療確保のため、病院運営に必要な医療従事者の確保及び西胆振医療圏域及び近隣医療圏域医療機関との広域連携の協議が必要である。
- 有珠山噴火災害時等の国道通行止めの際の代替ルートを整備及び強靱化を推進するとともに、近隣市町医療機関との連携強化、医療機器の計画的整備改修維持管理等を推進する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 災害発生時に自力避難が困難である高齢者や障がい者等については、福祉避難所に速やかに避難ができるよう支援体制の充実を図る必要がある。
- 災害時における被災者支援を総合的かつ効率的に実施するために、被災者支援システムを活用し、被災者の被災状況や要支援者情報等を一元管理することによる申請手続きの軽減や支援漏れを防ぐ必要がある。

(防疫体制)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、衛生害虫駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。
- 避難所での災害関連疾患を予防するために、簡易トイレや災害用トイレ袋などの備蓄、災害発生に伴う事業所等の倒壊家屋からの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を関係機関と連携し推進する必要がある。
- さらに、衛生害虫駆除を行うための体制確保や民間事業者等との協定締結を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害時の医療救護活動に関する協定 3団体（H29～）
- ・ 被災者支援システム運用訓練の実施 年1回（R1）
- ・ 福祉避難所の設置運営に関する協定 1事業者（R1）
- ・ 特定健診受診率 35.7%（R1）

3 行政機能の確保

<p>3-1 道内外における行政機能の大幅な低下</p>
<p>【評価結果】</p> <p>(災害対策本部機能等の強化)</p> <p>○ 地域防災計画の策定などで災害対策本部に係る具体的な運用事項を規定しているが、今後、訓練などを通じ災害対策本部体制の機能強化を図るとともに、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する必要がある。</p> <p>(行政の業務継続体制の整備)</p> <p>○ 災害時においても行政サービスの低下を招かないよう、災害時における業務の継続体制を確保する。さらに、行政情報システム機能の維持・継続を図るため、維持・点検等の取組を促進する必要がある。</p> <p>(広域応援・受援体制の整備)</p> <p>○ 大規模災害が発生した際の災害応急体制を強化するため、国、北海道、近隣市町村等と応援協定を締結しているが、協定等を効果的に運用するために、広域応援体制・受入体制の更なる構築を図る必要がある。</p>
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の見直し状況 H28 修正 ・ 各種防災協定 15件（R1）

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入は今後さらなる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策の推進が必要である。
- 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、バイオガスプラント、太陽光発電など、すでに整備した大型施設を活用し、関係施策を総合的に推進する必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 被災による停電時において、太陽光発電及びバイオガス発電による分散型電源としての電力供給を検討するとともに、国の主導のもとで新たな整備手法による更なる容量拡大に向けた取組が求められている。

(多様なエネルギー資源の活用)

- 関係機関と連携し、多様なエネルギー資源の活用を検討するとともに、バイオガス発電から発生する排熱利用による暖房や冷房等のシステムの導入を検討する必要がある。
- 自然エネルギーによる電力・熱利用など、本町におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する必要がある。

(石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者と結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、平時からの情報共有や連携を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・胆振地方石油販売業共同組合との協定締結（H25）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献していくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。
- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う食料生産が、いかなる事態においても安定した供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を着実に推進する必要がある。

(食料品の販売拡大)

- 大災害時における食料の安定供給を行うためには、平時においても販路の開拓・拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、サプライチェーンの中断や中核機能の麻痺等による物流の停滞を防ぐため、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。
- 大災害時における食料の安定供給を可能とするためには、各種補助事業を活用し、商工業者の経営安定、販路拡大などを図る必要がある。

(農産物の産地備蓄の推進)

- 災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、このような事態に備え、農畜産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を推進する必要がある。

(生鮮食料品の流通体制の確保)

- 災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、民間企業及び関係卸売市場との災害時の協力体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・地域ブランド体制強化事業	6 2 9 千円 (R 1)
・牛舎環境改善整備事業	1 6, 4 8 7 千円 (R 1)
・水産資源保全事業	3, 0 0 0 千円 (R 1)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても供給機能を確保するため、配水池や貯蔵施設、浄水場など水道施設の計画的な整備を促進する必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時における下水道機能の確保のため、終末処理場や下水道管などで更新期を迎える施設については、計画的な施設の更新や耐震化を図る必要がある。
- 大規模災害時において、低下した下水道機能を早期に復旧させるため、定期的に計画の実効性等を点検し、計画を見直しする必要がある。

【指標（現状値）】

・簡易水道更新事業	117,477千円（H30）
・公共下水道改築更新事業	7,517千円（H30）
・合併処理浄化槽設置事業	12,996千円（H30）

4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(交通ネットワーク整備)

- 大規模災害時に被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、緊急輸送道路、避難道路等のネットワーク化を計画的に進める必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 町道など交通に係る安全対策設備は、地域間移動のほか、輸送・物流など日常生活や産業活動においても重要であるため、道路防災点検等の結果を踏まえ、落石や岩石

崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する必要がある。

(鉄道の機能維持・強化)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、JR及び関係機関と連携を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 道路防災点検等の実施 5箇所（R1）

5 経済活動の機能維持

<p>5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞</p> <p>【評価結果】</p> <p>(企業の業務継続体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図る必要がある。 ○ 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、中小企業等における業務継続計画の策定を支援する必要がある。 <p>(被災企業等への金融支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。 <p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の中小企業支援に係る関係機関との協議 0回（R1）
--

<p>5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下</p> <p>【評価結果】</p> <p>(港湾の機能強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大災害に備えた湾岸の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、国及び北海道の事業等を活用しながら計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが増えてくることなども想定されることから、計画的整備の促進が求められている。 <p>(陸路における流通拠点の機能強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通

拠点の耐震化等を推進する必要がある。

- 国道37号は、札幌と函館を結ぶ流通の要であり、有珠山噴火時には避難道路としても重要な役割を担っているが、本路線には狭隘で老朽化が著しいトンネルが存在していることから、物流及び生活道路や避難道路としての安全確保と機能確保を図るため、早期の整備が必要である。
- 陸路における円滑な物資輸送を担う流通網の整備が重要であり、道道及び町道が安全な走行ができるよう、早期の道路整備の必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ クリアトンネル及びチャストンネルの改修に係る要望（R1）
- ・ 道道608号、702号等の改修に係る要望（R1）

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する本道の森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与えることから、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理をさらに推進する必要がある。
- 畑地かんがい施設は造成後20年以上経過し、老朽化のため、農業用水に支障をきたしていることから、安定した食料供給と生産基盤を確立するために施設を更新する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 大原地区畑地かんがい施設更新事業（H29～）
- ・ 道営土地改良事業（R2～）

7 迅速な復旧・復興等

<p>7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ</p>
<p>【評価結果】</p> <p>(災害廃棄物の処理体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物については、災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物の仮置場の候補地の選定並びに公的機関や民間団体における受入条件や処理可能量等の確認、協定や覚書締結を推進する必要がある。 ○ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、国、道や関係機関等と連携し、廃棄物処理体制の整備や環境保全に支障のない一時仮置場の確保を図る必要がある。
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の仮置場の候補地の選定 0箇所（R1）

<p>7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足</p>
<p>【評価結果】</p> <p>(災害対応に不可欠な建設業との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施できるように、専門的な技術を有し地域実情にも精通する建設業の効果的な活用を図る必要がある。 <p>(行政職員の活用促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、役場職員の連携のみならず、国・道及び周辺市町村の行政職員の相互応援体制をさらに強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 建設協会との災害時における応急復旧に関する協定の締結（H19～）

豊浦町強靱化に関する脆弱性評価

令和2年3月

豊浦町

【担当窓口】

◆豊浦町地方創生推進室交通防災係

〒049-5492 虻田郡豊浦町字船見町 10 番地

TEL 0142-83-1417 FAX0142-83-2129